

令和 5 年度天王塚古墳整備工事施工監理業務委託仕様書

1. 業務名称 令和 5 年度天王塚古墳整備工事施工監理業務委託
2. 業務場所 和歌山県立紀伊風土記の丘園内 天王塚古墳（和歌山市下和佐・西）
3. 業務期間 契約締結日の翌日 ～ 令和 6 年 3 月 29 日
4. 業務概要 令和 5 年度に実施する天王塚古墳整備工事に係る施工監理を行うとともに、必要に応じて既存設計書の修正を行う。

5. 業務内容

- ・本業務の内容については、次のとおりとする。
- (1) 工事施工についての総括指導
- (2) 全体工程、施工計画書の確認
- (3) 設計図書の意図説明
- (4) 施工図と設計図との照合・整合指導
- (5) 工事の分割実施に伴う設計費の再積算及び設計変更に伴う工事費の査定
- (6) 主要段階別の工事の確認
- (7) 出来高の確認
- (8) 完了検査の立ち会い
- (9) 竣工引き渡し関係書類の確認
- (10) その他必要な監理業務
- (11) 工事に必要な設計書の追加及び修正
- (12) 進捗状況の報告・打ち合わせ

6. 作業仕様

- (1) 工事に必要な設計書の追加及び修正
 - ・実施設計書の追加・修正にあたっては、受託者は発注者の指示に従い行うこと。
 - ・上記に合わせ工事請負費積算書や内訳書の修正・追加を行うこと。また、内訳書は工事工程ごとに作成し、単価算出根拠を明確にするとともに、設計参考資料として、その積算に際し徴した見積書（3 者以上とする）を添付するものとする。
- (2) 進捗状況の報告
 - ・本業務実施期間中、受託者は適宜進捗状況の報告を行うとともに、受注者から問い合わせがあった場合には、速やかに進捗状況報告書を提出すること。
- (3) 打ち合わせ

- ・発注者が関係機関と打ち合わせを行う場合には、受託者はその協議に必要な書類を作成するものとする。また、必要に応じて打ち合わせに同席し、その状況を記録するとともに、打ち合わせ記録簿を作成し発注者に提出して、内容について承諾を得ること。

7. 成果品

- ・受託者は業務完了後、速やかに次の成果品について提出すること。
 - (1) 業務完了届
 - (2) 施工監理報告書 A 4 版 正本 1 部・副本 1 部 電子データ一式
 - (3) 修正設計書 A 4 版 正本 1 部・副本 1 部 電子データ一式
 - (4) 各種データ 電子データ一式
 - (5) 業務打ち合わせ簿 A 4 版 正本 1 部・副本 1 部 電子データ一式

8. 完了検査

- ・受託者は成果品を提出したのち、発注者の完了検査を受けなくてはならない。
- ・修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格をもって業務完了とする。
なお、修正にかかる費用は全て受託者の負担とする。
- ・完了検査後、成果品に明らかな瑕疵が発見された場合は、速やかに発注者の指示に従い必要な作業を行うこと。なお、修正にかかる費用は全て受託者の負担とする。
- ・完了検査後の成果品は発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の承認を受けずに複製又は他への公表、貸与を行ってはならない。

9. 法令の遵守

- ・本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令及び諸規則・規定に基づいて実施する。なお、業務上必要な事項及び法令に基づく処理は発注者の指示のもと、受託者が責任をもって行うこと。
 - (1) 文化財保護法
 - (2) 和歌山県公共測量作業規定
 - (3) 和歌山県土木工事請負必携
 - (4) 個人情報保護法
 - (5) 和歌山県個人情報保護条例
 - (6) 和歌山県財務規則
 - (7) その他関係法令

10. 資料の貸与及び返還

- ・発注者は、必要な既存資料（実施設計書等）を受託者に貸与する。受託者は貸与された資料の取り扱いには十分注意を払い、外部へ漏洩しないようにすること。なお、本業務完了

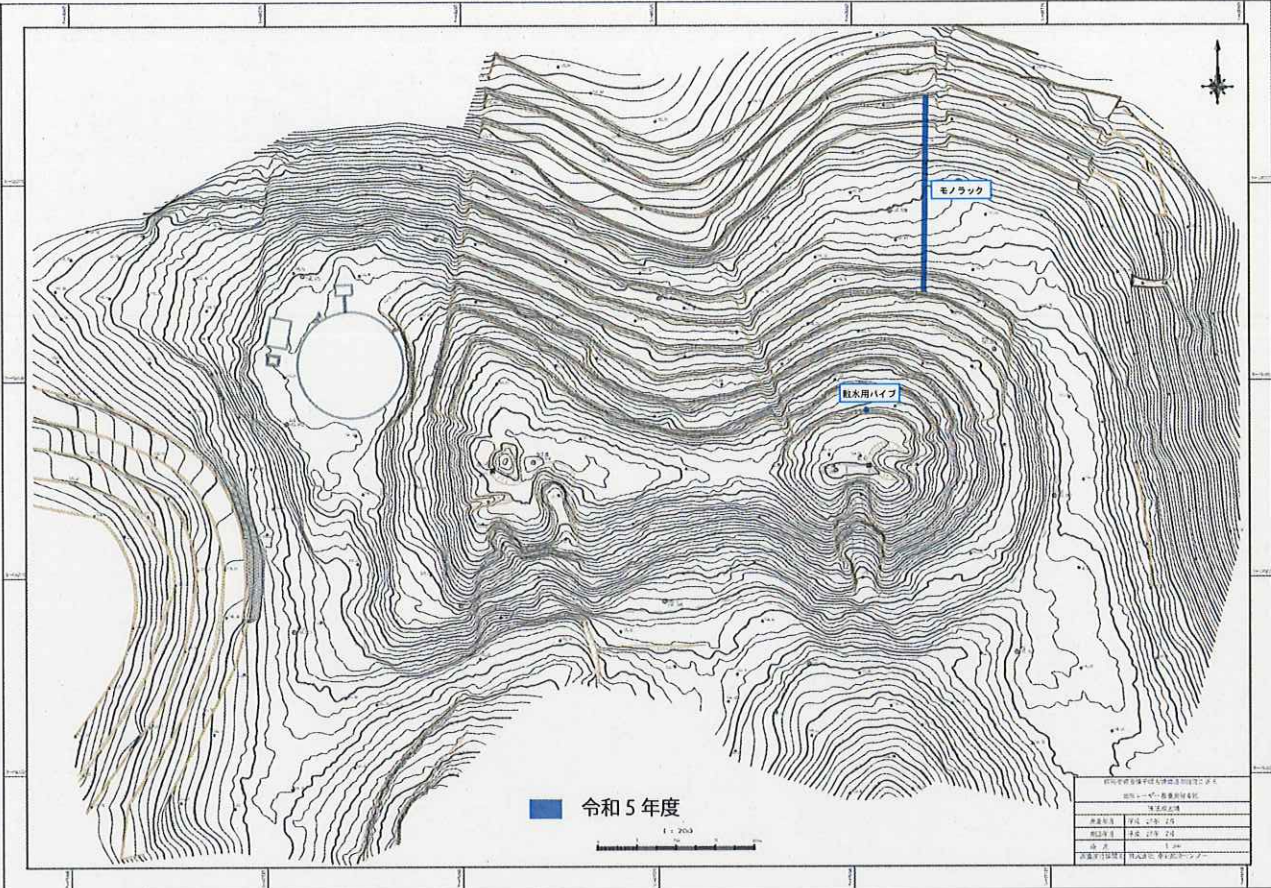
後は速やかに発注者に返還すること。

11. 作業計画

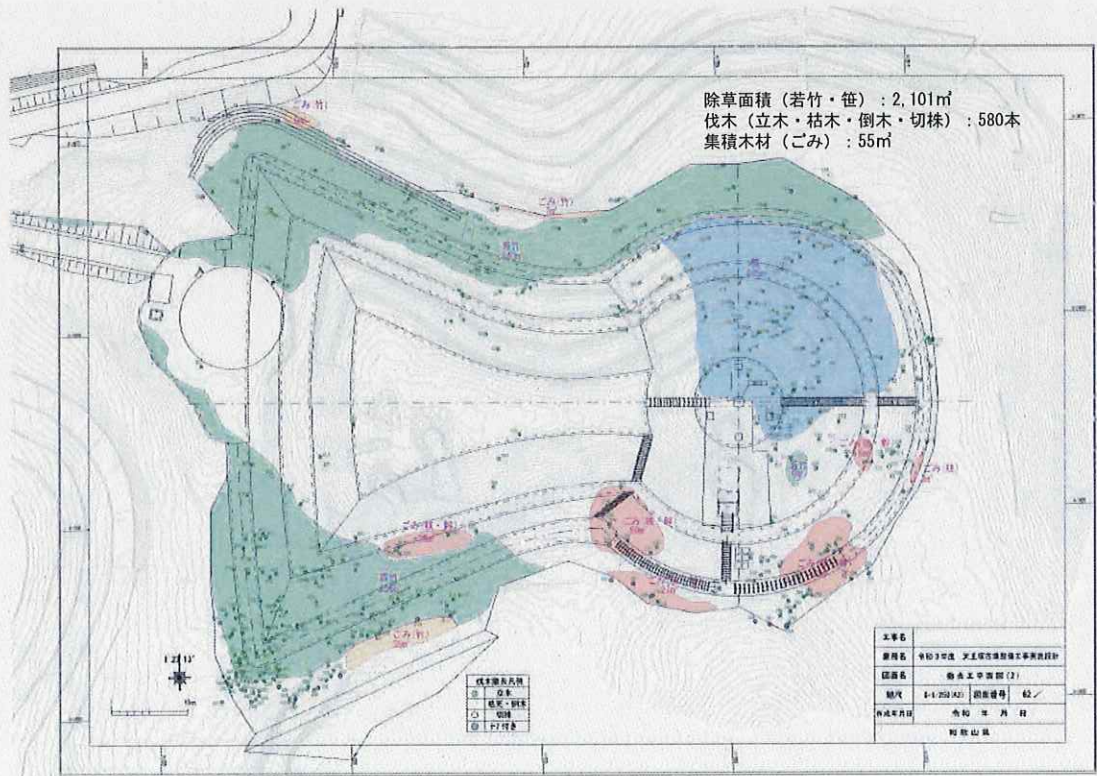
- ・受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を発注者に提出しなければならない。記載すべき事項については、和歌山県土木工事請負必携に基づくものとする。

12. 留意事項

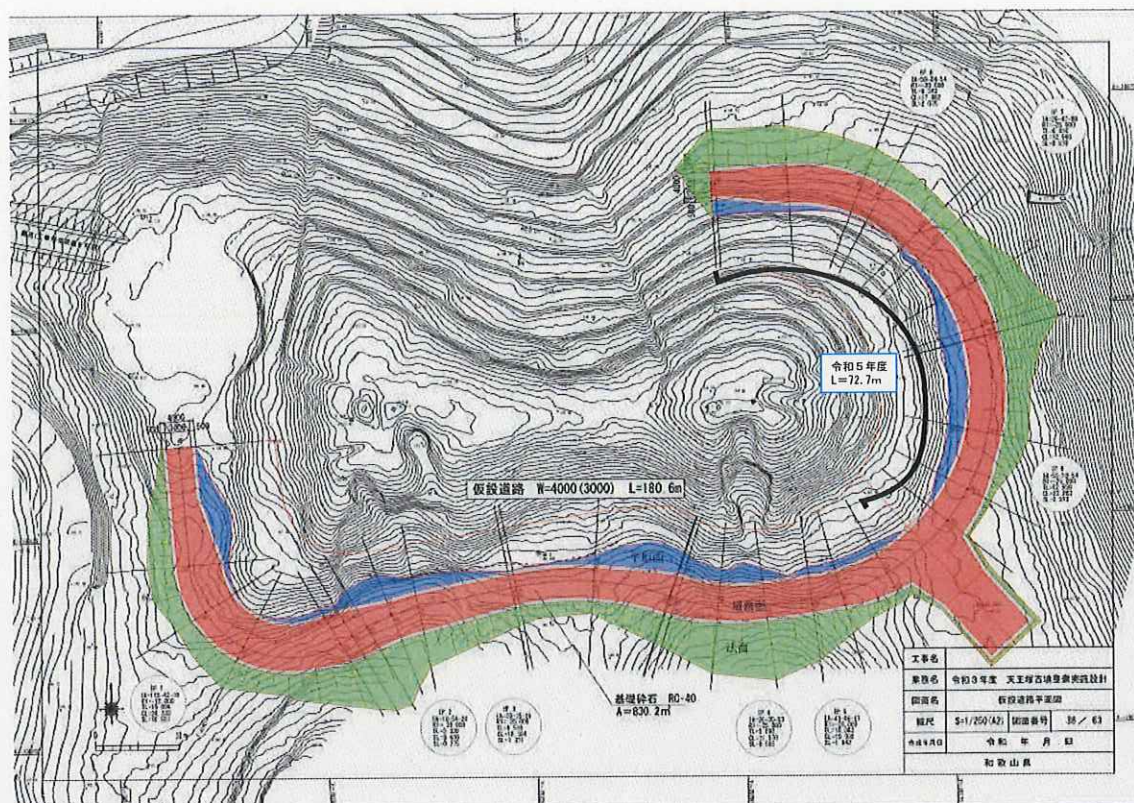
- ・受託者は本業務期間中に第三者から受け又は与えた損害については、受託者の責任において処理し、これにかかる費用は全て受託者が負担すること。
- ・受託者は、本業務遂行中に知りえた事項及び内容全般について、外部に漏らさないこと。
- ・本業務で作成したデータについては、外部への漏洩が生じないよう責任をもってセキュリティ管理を行うこと。
- ・本仕様書に明示がない又は疑義が生じた事項については発注者と受託者で協議の上決定するものとする。



撤去・処分工事対象範囲詳細位置

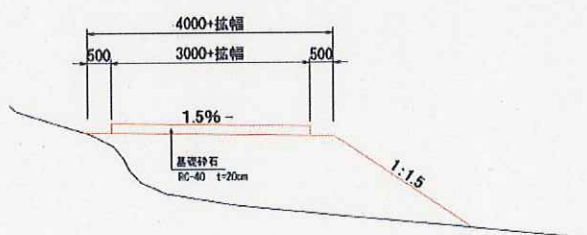


伐木等平面図



仮設道路詳細位置

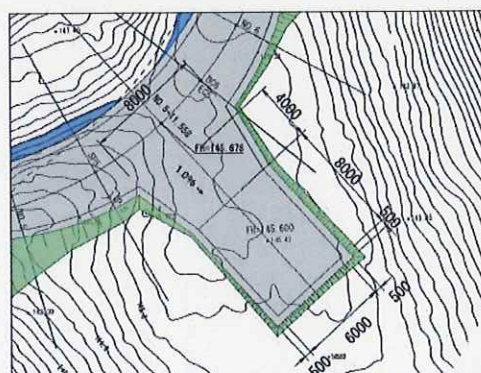
断面図 S=1:50 (A2)



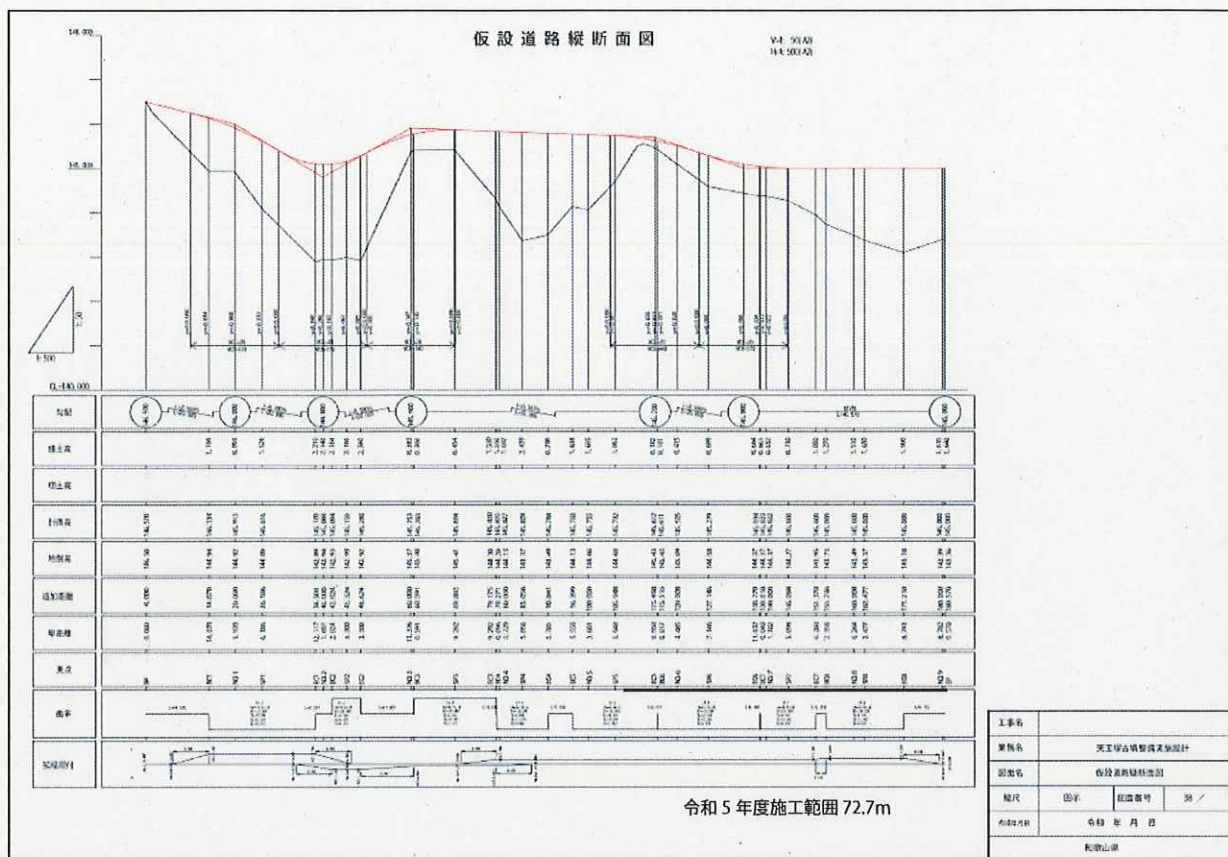
曲線部の路幅

曲線半径 (m)	路幅量 (m)
12m以上～13m未満	2.25
13m以上～15m未満	2.00
15m以上～16m未満	1.75
16m以上～19m未満	1.50
19m以上～25m未満	1.25
25m以上～30m未満	1.00
30m以上～35m未満	0.75
35m以上～45m未満	0.50
45m以上～50m未満	0.25

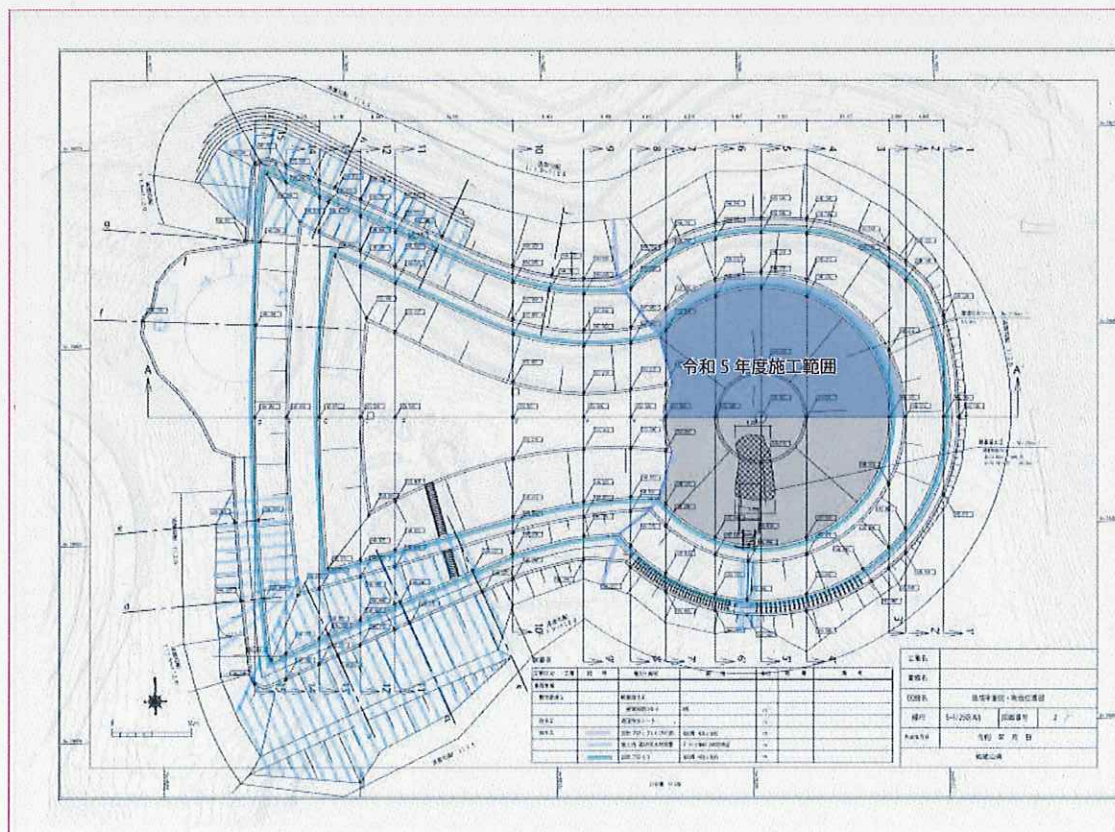
車廻し平面図



仮設道路詳細位置



仮設道路縦断面図



造成平面図